



農 委
だより

京田辺

第58号 平成23年3月発行 編集・広報アイデア委員会 発行・京田辺市農業委員会(京田辺市田辺80)



▲指導員の説明を真剣に聞き入る親子



しめ縄作り体験

昨年12月19日、NPO法人 京田辺市
青少年育成会主催のしめ縄作り体験が竜
王野外活動センターで行われ、30人ほど
の親子が参加しました。先生の指導や、
指導員の協力のもと、親子が一緒になっ
て縄を^な編み、玄関に飾る大きなしめ縄
や、室内用の小さなしめ縄を作りまし
た。ようやく完成した時の子ども達の嬉
しそうな様子が、とても印象的でした。
(芝 裕一委員)

目次

- ① ◆ 現場レポート
〜 農家を悩ますイノシシ被害〜
◆ 自然と知恵くらべ
〜 田植え水の放水時期について
「日待講」で協議〜
- ② ◆ 女性農業委員の声
〜 女性から見た地場産業〜
◆ 遊休農地に対する指導が強化さ
れました！
- ③ ◆ 視察研修レポート
- ④ ◆ 賃借料情報の提供
◆ ホームページの紹介
- ⑤ ◆ 農家の声 (杉田充さん)
◆ 利用権設定ってご存じですか？

現場レポート

農家を悩ますイノシシ被害

普賢寺地区で深刻なイノシシ被害の実態について、「普賢寺ふれあいの駅」駅長の山下壽一さんにお話を伺いました。

(取材者 西村 和俊 委員)

「シイタケ以外は全部狙われる」と獣害被害に頭を抱える山下さん。近年、イノシシの数は増加傾向にあるという。ここ6年間に捕らえられたイノシシは30頭にもものぼるが、この数は氷山の一角に過ぎない。

年々、行動範囲を拡大し、去年は、今まで荒らされることのなかった茶園畑まで被害に遭い、タケノコ畑に至っては、ほぼ壊滅状態で、2ヘクタールで30本しか収穫できなかつたとのこと。昔は人を恐れていたイノシシも、近年は、民家にほど近い畑まで出没するようになった。中には、親イノシシが子に作物の取り方を教える様子も見られ、被害が拡大している。ワイヤーメッシュ（金網）や、イノシシが嫌う臭いを発する



▲「この一帯は全部やられた」と語る山下さん

短冊を設置することで防衛するものの、イノシシは賢い動物なので、今後も効果が続くかどうかは保証できないという。

最後に、市や府に対して要望したいことをお伺いしたところ、防護柵に係る費用が多



額にのぼるため、補助金を出してもらえれば助かる、また、安価でより効果のあるイノシシ除けを研究して欲しいと語る山下さん。「去年は水稻だけで45アールもやられた、もう荒らさないうで欲しい。」との悲痛な叫びはイノシシに届くのであろうか。



▲捕らえられたイノシシ一家

自然と知恵くうへ

田植え水の放水時期について

「日待講」で協議

芝 裕一 委員

「日待講」とは、大正2年1月14日～15日にかけて、当家では、ほぼ変わることなく日待ちの勤講と共に、左義長によるトンド焚きも行われているが、他家ではトンド焚きを簡略化されているところもあるように聞いています。また、以前は「日待ち」としてのオコナイの趣旨より精進潔斎して、一夜を寝ずに夜明けを待ったものと思われま

す。旧大住地域では、現在も方法を変えて行われています。昨年の稲作は夏季の異常気象により、かつてない猛暑が長期間続き、朝晩の温度差もなく、農作物には高温障害が発生しました。その結果、稲作は良質の米が不作で、京田辺市全体で一



▲今年は豊作になりますように

女性農業委員の声

女性から見た地場産業



森田 典子 委員

常々、林会長から儲かる農業には、加工が大切だと言われています。普賢寺ふれあいの駅におきましては、生産から加工、販売、いわゆる農業の6次産業化(※1)に取り組んでいます。直売所が情報交換の場となり、農家所得の向上、地域の活性化をリードすべく、それぞれの分野で頑張っているところです。例えば、

- ・ 学校給食への地場産の食材提供
- ・ 体験学習
- ・ 食農教育(味噌加工に子ども達の参加)

このような取り組みの中で、次世代を担う子ども達に、農業を伝えることが、私たち農業に携わる者の使命ではないでしょうか。女性農業委員として何ができるのかを考えた時、農業委員の中に女性がいることが地域社会に浸透させることが、後に続く人達(女性)のための第一歩だと考えています。

今秋には地元産の美味しい味噌が出来上がります。乞うご期待!



▲味噌作りに励む女性の皆さん(写真右 森田委員)

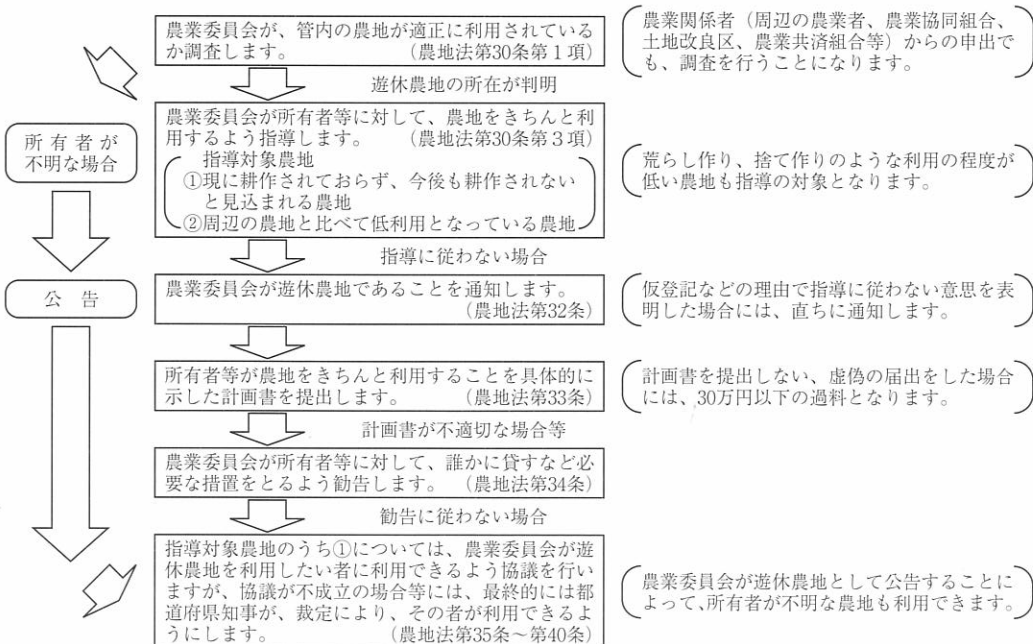
※1 6次産業とは、1次産業である農業に、2次産業(加工)、3次産業(流通・小売)を加え、付加価値の高い産業にしようとする農業の新しい形態(1+2+3=6)です。

耕作しないでいると...

遊休農地に対する指導が強化されました!

- 遊休農地対策が強化され、全ての遊休農地が指導対象に。
- 農業委員会が年1回農地の利用状況の調査を実施します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告など行います。

制度化されました!



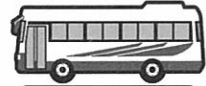
全国農業
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

新聞

◆ 発行 毎週金曜日
◆ 購読料 一ヶ月600円
◆ 申込み 農業委員会事務局まで

営農・生活に役立つ農業総合専門紙
がんばる農業者のみなさんを応援します!

視察研修レポート



京田辺市農業委員会では、昨年11月8日～9日の2日間に渡って、農作物の特産化で成果を上げている香川県琴平町と宇多津町で視察研修を行いました。参加委員を代表して、2人のレポートを紹介します。

推進役の「熱意」が重要

喜多 義治 委員

琴平町では、にんにく栽培だけでなく、にんにくを使った商品の開発から販売までを農商工が連携して行っています。栽培したものを地元で加工することで、付加価値を付けるとともに、雇用も生み出すこととなり、地元の活性化に繋がっています。町の担当者への説明を聞いた際、推進役の「熱意」が非常に重要で、その「熱意」が周りの人間を引き込んでいったのだと感じました。推進役となって異なる業種を取りまとめ、栽培から販売までを地元で行うよう押し進めた行政の功績が大きいと感じました。

宇多津町では、生産者の努力や工夫が実り、黒米生産量の確保までこぎつけることができたが、困難に直面した



▲全国2位の生産量を誇るニンニク(琴平町)

時に、専門家のアドバイスを仰いだことも良かったと思います。商品の一つである古代米のお酒は、ピンク色のワイン風に仕上げたことで、若い人に受け入れられやすいのだと思います。このように、消費者層を広げる商品開発の視点が大切だと思います。今後、宇多津町では、更なる商品の開発と販売展開が行われることでしょう。

その土地に合った農産物はどこでも作られているし、作

ることはその道のプロが作るので、さほど大きな問題はないと思います。生産品の付加価値を上げるためには、琴平町で成功している農商工の連携プレーの手法を取り入れることが良いのではないかと考えます。そのためには、京田辺市に合った加工品を作るのが重要で、加工した農産品に効能、特に健康や美容、若さ等の効果をうたうことができれば、消費者の興味、関心を引くことができ、消費量も増えると思います。近くに大阪、京都、奈良といった大消費地、観光地があるので、販路には期待が持てます。生産者は作ることに専念し、加工は既存業者の設備や知恵を借りれば、リスクや投資も最低限に抑えられ、効率的な経営が行えるのではないかと思います。

農商工連携が成功の鍵

村上 憲司 委員

琴平町では、近年、農家の後継ぎや担い手不足が原因で、ほぼ全ての作物が減少傾向にあり、そこで、様々な取り組みがなされています。成果事例の一つとして上げられることは、農商工ビジネスマッチング活動により、新商品の開発や、県農産物の安定的な流通ルートの整備支援がなされていることです。その成果として、にんにくを使用した新商品「ガアリック娘」が大ヒットしています。行政が機関車役で、宝の山はどこにあるのか試行試作の繰り返しで、協力者全員が本気で息の長い取り組みをされており、ブランド化するには一筋縄ではいかないと強く感じました。

想を町独自で策定され、地産地消を目標に特産品開発に取り組みされました。着眼点は黒米の生産活用で、古代米生産組合を設立されました。四苦八苦の末、古代米酒の新商品を開発され、その他、数多くの特産品を研究、開発されています。行政の施策と、適地適作をより早く判断して一致団結のもと取り組まれたことが光を差したのだと思います。

京田辺市は、ブランド野菜が沢山ありますが、現在は都市近郊のおかげで販売するのには問題ないと思います。ただ、近い将来、他市町村同様に、高齢化、後継者不足による耕作放棄地の拡大が心配です。行政と関係各位、農業者の一致団結、協力のもと、早急に対策を打つ必要があると思います。



▲古代米酒「リセノワール」(宇多津町)

宇多津町でも、高齢化と後継者不足による耕作放棄地の拡大が問題です。元々、塩田が多く、水はけの悪い農地で野菜作りには向いておらず、転作の難しい土壌です。そのため、基盤整備が遅れ、国の施策(農家規模・所得水準)には、近づくことが困難な状態です。そこで、農業基本構



▲ガーリックオイル「ガアリック娘」

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出 が必要です！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられます。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

農地の無断転用 はいけません！

農地を農地以外に転用するとき、許可を受けなければなりません。(市街化区域内は届出)

許可を受けずに農地を転用した場合や、許可どおりに転用していない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされます。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰則の適用があります。

国が支える。安心が大きくなる 担い手積立年金 農業者年金

安くて豊かな老後のため、 農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可)
- 国民年金第1号被保険者

確定拠出型年金で積立した保険料とその運用益の総額が保証されます

・保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元的に行っており、複数の資産への分散投資を行い安全かつ効果的な運用を行っています。(平成14年度から21年度までの平均利回りは、年1.41%です。)

保険料の額は自由に決められます

・保険料は、月額2万円から6万7千円まで(千円単位で)自由に選択できます。
・農業経営状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

終身年金で80歳までの保証付きです

・年金は生涯支給されます。仮に加入者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受給できるはずであった年金額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。



詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJAへご相談ください。

- 農業委員会事務局 TEL 64-1368
- J A 京田辺支店 TEL 62-1200

なお、「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。

これにより、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計したものを情報提供しますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことにより、これまでの標準小作料制度は廃止されました。これに代わり、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

賃借料情報の提供

お知らせします

賃借料 (10アール/年)				
	平均額	最高額	最低額	データ数
京田辺市	16,824円	52,264円	1,000円	40件 (田30筆、畑10筆) うち3筆は物納

《参考》使用貸借(無償で借りる契約)…704件



京田辺市農業委員会

検索

クリック!!

主な内容

- 農業委員会の役割と活動
…活動内容を写真付きで紹介
- 農業委員会定例総会
…議事録を掲載
- 農業委員名簿
- 申請書等ダウンロード
…農地法に係る申請書がダウンロード可能
- 安心した農地の貸し借り
…利用権設定の案内
- 農業者年金のお知らせ
- 農委だより「京田辺」
…過去の農委だよりも掲載

本市農業委員会では、農業委員会の活動をより多くの人に知ってもらうために、ホームページを立ち上げました。役立つ情報満載ですので、是非、ご覧ください！

ホームページの紹介

農委もーT化

インターネットで簡単検索!





農家の長男として生まれ育ち、一昨年のお父さんの死を機に農業経営の独り立ちをされた京田辺市飯岡の杉田充さん(28)に投稿いただきました。



▲トマトを収穫する杉田充さん

目標は亡き親父、多くの人の支えに日々感謝です！

私は、専業農家の長男として生まれ育ったため、子供の頃から農業はすごく身近なものでした。一生懸命に農業に取り組み両親の姿を見て、いずれ自分も農業に携わるのだなと子供ながらに思っていました。

今年で8年が経ちました。最近、本当の意味で農業の厳しさや、楽しさが分かってきた気がします。自然相手の農業、当然条件の良いときばかりではありません。その時々、臨機応変な対応をしなければ、結果はついてきません。些細なこと一つで、良くも悪くもなります。大変難しいですが、その分、結果が出たときの喜びは、言い表しようがありません。自分で営農するようになって、より一層、そういったところに魅力を感じるようになりました。一年半前に、親父が亡くなり、そこから私の農業経営がスタートしました。当然、それまでと環境がガラッと変わってしまい、最初は戸惑うことばかりでしたが、色々な方に手を差し伸べて頂いたおかげで今があります。本当に感謝の気持ちで一杯です。忙しい毎日ですが、とても充実しています。色々経験を積んだことで、少しずつ自信もついてきました。まだまだ半人前ですが、自分の進むべき道に向かって、より一層努力して、少しでも早く親父のような立派な百姓になれるように頑張りたいと思います。

利用権設定

と存じですか？

農地の貸し借り、
安心簡単！

貸し手のメリット

- 期限がくれば必ず返還されます。
- 離作料の支払いが不要です。
- 不在地主でも貸すことができます。

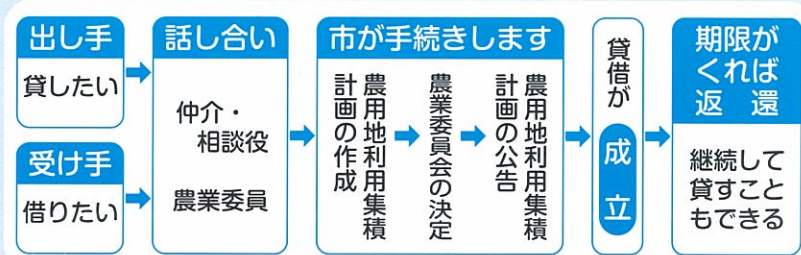
借り手のメリット

- 期間中は安心して耕作ができます。
- 更新により継続して借りることもできます。

利用権設定（農用地利用集積計画）とは、農業経営基盤強化法という法律に基づく農地の貸し借りで、農業委員会の決定を経て市が公告します。農地法の許可が不要で手続きも簡単です！また、平成21年度の農地法の改正により、相続税の納税猶予の対象地でも貸せるようになりました。（旧制度で猶予受けている人は「20年免除」から「終身利用」になりますので、ご注意ください。）

手続き方法

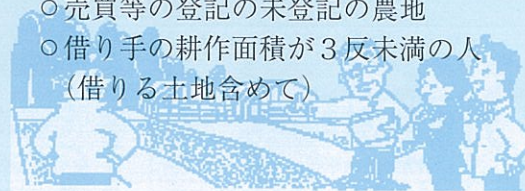
貸し手・借り手の話がまとまれば、農業委員会事務局に申請書（事務局にあります。）を提出して下さい。貸し手が見つからない場合は、地区の利用調整推進委員（農業委員）にご相談下さい。



注意！

次の土地、人は利用権の設定はできません。

- 市街化区域内の農地
- 小作地
- 売買等の登記の未登記の農地
- 借り手の耕作面積が3反未満の人（借りる土地含めて）



編集後記

この原稿を書いているのはちょうど節分の日。イノシシの記事を読んで、「鬼は外」ではなく、「イノシシは外！」と思わず叫んでしまいました。そういえば、先日テレビを見てみると、お猿の赤ちゃんが、うり坊の背中に乗って散歩する姿が大変な人気を呼んでいる福知山市動物園が紹介されていました。

この猿とイノシシのように、人間とイノシシも上手く共存の道を歩めれば良いのだなあと思いました。

（木村 幹雄 委員）